

## 平成26年第9回 苓北町農業委員会総会会議録

1. 開催日時 平成26年 9月25日(木)  
午前9時30分 から 午前11時24分
2. 開催場所 苓北町役場2階庁議室
3. 本日の出席委員( 13 名)

1番	田中安雄	2番	池崎計介
3番	錦戸幸春	4番	大仁田金次
5番	内尾明美	6番	福田正明
7番		8番	
9番	福山健	10番	小野陽一
11番	塚田修彦	12番	渡邊和人
13番	春本一喜	14番	山下時義
15番	岡村貞夫(会長)		
4. 本日の欠席委員( 2 名)

7番	山本政人	8番	田中文彦
----	------	----	------
5. 議事日程
  - 日程第1. 議事録署名委員及び総会書記の指名について
  - 日程第2. 議案第60号 農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の見直し(案)に係る意見聴取について
  - 日程第3. 議案第61号 農用地利用集積計画の認定について
  - 日程第4. その他
6. 総会書記(農業委員会事務局職員)  
事務局長 野田尚之・局長補佐 坂本重志・主幹 田尻龍一

## 7. 会議の概要

### 1. 開 会

開会午前 9時30分

事務局 おはようございます。定刻になりましたので、ただ今から平成26年第9回の農業委員会総会を開会致します。  
はじめに、岡村会長よりご挨拶をお願い致します。

岡村会長 みなさん、おはようございます。心配されました台風16号も被害無く通過したようでございます。みかんの収穫、レタスの定植等で多忙な毎日が続きますが、どうぞご自愛下さいませようよろしくお願い申し上げます。

事務局 はい、ありがとうございました。本日は7番山本政人委員さん、8番田中文彦委員さんが欠席でございます。出席委員は15名中13名で定足数に達しておりますので、総会は成立しております。  
それでは、苓北町農業委員会会議規則により、議長は会長が務めるとなっておりますので、以降の議事の進行は岡村会長さんをお願い致します。どうぞよろしくお願い致します。

### 2. 議事録署名委員及び総会書記の指名

議 長 はい、それでは議事日程第1の議事録署名委員及び総会書記の指名でございますが、私から指名させて頂いてご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

議 長 それでは、13番の春本一喜委員さんと14番の山下時義委員さんをお願いを致します。本日の会議書記には、農業委員会事務局の野田氏、坂本氏、田尻氏を指名を致します。

### 3. 議 事

議 長 それでは、日程第2. 議案第60号農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の見直し(案)に係る意見聴取についてを上程致します。事務局に説明を求めます。

事務局 はい、それでは議事日程第2. 議案第60号農業経営基盤の強化

の促進に関する基本的な構想の見直し（案）に係る意見聴取についてご説明致します。説明が長くなりますので座らせていただいでご説明致します。農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の一部変更に伴う見直し（案）について意見聴取を求められましたのでご説明致します。苓北町長より、農業経営基盤強化促進法に基づき、熊本県が策定している農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針が本年6月に見直されたことに伴い、同法である市町村の農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想を見直す必要が生じたため、熊本県に準じ苓北町の基本構想を見直すものです。

農業経営基盤強化促進法施行規則第2条及び第7条の規定により基本構想の作成について意見を聴くべき者に農業委員会及び農業協同組合となっております。これにより意見の聴取を求められたものです。主な追記の改正点は青年等が目標とすべき農業経営の指標や就農促進及び青年等の育成・確保に関する取組、変更点は農地保有合理化事業の廃止に伴い、農地売買事業等は農地中間管理機構が行う特例事業として変更するものが主なものとなっております。

それでは、新旧対照表によりご説明いたします。3ページをご覧ください。新旧対照表の中央より右側が変更前で、中央より左側が変更後となり変更事項については下線を引いてあります。変更前、下線部平成23年9月を变更后平成26年9月に変更、変更前の第1農業経営基盤の強化の促進に関する目標1行目の1を削除、又18行目の2を削除し、变更后18行目下線部1 苓北町の農業構造を追加、4ページの変更前1行目3を削除、变更后1行目2 目指すべき方向を追加、変更前10行目4及び14行目熊本県天草地域振興局を削除し、变更后11行目3 具体的推進方策及び16行目、17行目熊本県天草広域本部農林水産部農業普及・振興課へ変更、5ページ変更前9行目熊本県天草地域振興局を变更后、9行目、10行目熊本県天草広域本部農林水産部農業普及・振興課へ変更、変更前6ページ1行目5を削除、变更后1行目4 認定農業者育成及び集落営農育成におけるフォローアップを追加、17行目以降を新設5 新たな農業経営を営もうとする青年等の育成・確保に関する目標（1）新規就農の現状、苓北町の平成25年度の新規就農者は0人であり、過去4年間、ほぼ横ばいの状況となっているが、従来からの基幹作物であるレタスの産地としての生産量の維持・拡大を図っていくため、将来にわたって地域農業の担い手を安定的かつ計画的に確保していく必要がある。（2）新たな農業経営を営もうとする青年等の

確保に関する目標（１）に掲げる状況を踏まえ、苓北町は青年層に農業を職業として選択してもらえよう将来（農業経営開始から５年後）の農業経営の発展の目標を明らかにし、新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保を図っていくものとする。ア 確保・育成すべき人数の目標、国が掲げる新規就農し定着する農業者を年間１万人から２万人に倍増するという新規就農者の確保・定着目標や、熊本県農業経営基盤強化促進基本方針に掲げられた新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保目標３９０人を踏まえ、苓北町においては年間２人の当該青年等の確保を目標とする。また、現在の雇用就農の受け皿となる法人を５年間で１法人増加させる。

イ 新たな農業経営を営もうとする青年等の労働時間・農業所得に関する目標、苓北町及び周辺市町村の他産業従事者や優良な農業経営の事例と均衡する年間労働時間（主たる従事者１人あたり２，０００時間程度）の水準を達成しつつ、農業経営開始から５年後には農業で生計が成り立つ年間農業所得（２に示す効率的かつ安定的な農業経営の主たる従事者１人あたり目標の９割程度の農業所得、すなわち年間農業所得２５０万円程度）を目標とする。（３）新たに農業経営を営もうとする青年等の確保に向けた苓北町の取り組み

上記に掲げるような新たに農業経営を営もうとする青年等を育成・確保していくためには就農相談から就農、経営定着の段階まできめ細やかに支援していくことが重要である。そのために、就農希望者に対して、農地については農業委員会やＪＡれいほく、農地中間管理機構による紹介、技術・経営面については熊本県天草広域本部農業普及・振興課やＪＡれいほく等と連携して重点的な指導を行うなど、地域の総力をあげて地域の中心的な経営体へと育成し、将来的には認定農業者へと誘導していく。と追記されます。

１５ページ変更後下線部を新設第２の２ 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事者の態様等に関する営農の類型ごとの農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の指標第１に示したような目標を可能とする農業経営の指標として、苓北町及び周辺市町村で展開している優良事例を踏まえつつ、主要な営農類型についてこれを示すと次のとおりである。と追加。

１６ページ１行目変更後は全て新設となります。〔個別経営体〕で営農類型、経営規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の対応等の順にご説明致します。まず営農類型は、水稻と野菜、経営規模は、作付面積等 レタスは１．５ｈａ、水稻は１．５ｈａ 経営面積 ３．０

h a、生産方式は、資本装備 トラクター、田植機・防除機、コンバイン、ハーベスター、トンネル・包装機、マルチ、その他  
・ほ場の集団化、・基盤整備の推進・土壌改良と地力の維持・作業の共同化、生産の組織化・輪作体系の導入、経営管理の方法は、  
・複式簿記記帳の実施により経営と家計の分離を図る。・青色申告の実施、農業従事の態様等は・家族経営協定の締結に基づく給料制、休日制の導入・農繁期における臨時雇用従事者の確保となっております。

下段の営農類型は、水稻と野菜と繁殖牛、経営規模は、作付面積等 レタスは1.0ha、水稻は0.5ha、繁殖牛は10頭、飼料作物は0.7ha 経営面積 2.2ha、資本装備 トラクター、田植機・防除機、コンバイン、ハーベスター、トンネル・包装機、マルチ、畜舎、堆肥舎、モアー外 その他・ほ場の集団化、  
・基盤整備の推進・土壌改良と地力の維持・作業の共同化、生産の組織化・輪作体系の導入・産肉性向上のため、枝肉成績活用による選抜計画交配及び受精卵移植技術の応用による優良基礎雌牛の確保、経営管理の方法は、上段と同一、農業従事の態様等は・家族経営協定の締結に基づく給料制、休日制の導入・農繁期における臨時雇用従事者の確保となっております。17ページをお開き下さい。

営農類型は、繁殖牛です。経営規模は、作付面積等 繁殖牛24頭、飼料作物は1.6ha 経営面積 1.6ha 生産方式、資本装備 トラクター、畜舎、堆肥舎、モアー、ロールベラー 外、その他  
・産肉性向上のため、枝肉成績活用による選抜計画交配及び受精卵移植技術の応用による優良基礎雌牛の確保、経営管理の方法は、  
・複式簿記記帳の実施により経営と家計の分離を図る。・青色申告の実施、農業従事の態様等は・家族経営協定の締結に基づく給料制、休日制の導入、下段の、営農類型は、酪農と繁殖牛です。経営規模は、作付面積等 乳用牛、16頭、繁殖牛6頭、飼料作物は2.2ha、経営面積 2.2ha、生産方式は 資本装備 トラクター、畜舎、堆肥舎、モアー、ロールベラー、パイプラインミルカー 外 その他・産肉性向上のため、枝肉成績活用による選抜計画交配及び受精卵移植技術の応用による優良基礎雌牛の確保・暑熱対策等地域環境になじむ施設の改善と整備、経営管理の方法は、上段と同じです。農業従事の態様等は・家族経営協定の締結に基づく給料制、休日制の導入。18ページをお開き下さい。営農類型は、果樹、経営規模は、作付面積等 極早生温州は0.7ha、早生温

州は0.3 ha、不知火は0.3 ha、河内晩柑は0.3 ha、経営面積1.6 ha、生産方式は 資本装備 スプリンクラー、トレンチャー、モノレール、スピードスプレー、園内道路、園内作業道、防風ネット、その他・スピードスプレー体系による省力化経営・園内道整備及びスピードスプレー導入による省力化・マルチ栽培による高品質果実生産・園地の集団化・中晩柑の屋根付けネット被覆による高品質果実生産、経営管理の方法は・複式簿記記帳の実施により経営と家計の分離を図る。・青色申告の実施、農業従事の態様等は・家族経営協定の締結に基づく給料制、休日制の導入・農繁期における臨時雇用従事者の確保です。下段営農類型は、果樹と野菜と水稲、経営規模は、作付面積等 極早生温州は0.55 ha、早生温州は0.45 ha、レタスは0.95 ha、水稲は0.4 ha 経営面積 2.35 ha、生産方式は 資本装備 トラクター、田植機・防除機、コンバイン、ハーベスター、トンネル・包装機、マルチ、スプリンクラー、トレンチャー、モノレール その他・ほ場の集団化・基盤整備の推進・土壌改良と地力の維持・作業の共同化、生産の組織化・輪作体系の導入・マルチ栽培による高品質果実生産、経営管理の方法は・複式簿記記帳の実施により経営と家計の分離を図る・青色申告の実施、農業従事の態様等は・家族経営協定の締結に基づく給料制、休日制の導入・農繁期における臨時雇用従事者の確保です。19ページをご覧ください。上段の営農類型は、果樹(施設)、経営規模は 作付面積等 不知火は0.35 ha、経営面積 0.35 haです。生産方式は 資本装備 加温連棟ハウス、自動灌水施設 その他・ほ場の集団化・自動灌水装置による省力化、経営管理の方法は・複式簿記記帳の実施により経営と家計の分離を図る・青色申告の実施、農業従事の態様等は・家族経営協定の締結に基づく給料制、休日制の導入・農繁期における臨時雇用従事者の確保です。中段の営農類型は、水稲とミニトマト、経営規模は 作付面積等 水稲は0.6 ha、ミニトマトは0.1 ha、経営面積 0.7 ha、生産方式は 資本装備 トラクター、田植機・防除機、コンバイン・ハーベスター、温風暖房機、動力噴霧器、自動灌水施設、連棟ハウス その他・ほ場の集団化・基盤整備の推進・土壌改良と地力の維持・自動灌水装置による省力化、経営管理の方法は上段と同じです。農業従事の態様等は・家族経営協定の締結に基づく給料制、休日制の導入・農繁期における臨時雇用従事者の確保です。下段の営農類型は、野菜と水稲とアスパラ、経営規模は 作付面積等

レタスは1.2ha、水稻は1.0ha、アスパラは0.05ha  
経営面積 2.25ha、生産方式 資本装備 トラクター、田  
植機・防除機、コンバイン・ハーベスター、トンネル・包装機、マ  
ルチ、自動灌水施設、単棟ハウス その他 ・ほ場の集団化・基盤  
整備の推進・土壌改良と地力の維持・自動灌水装置による省力化、  
経営管理の方法は上段と同じです。農業従事の態様等は・家族経営  
協定の締結に基づく給料制、休日制の導入・農繁期における臨時雇  
用従事者の確保です。以上が新設されたものです。21ページをお  
開き下さい。変更前10行目農地保有合理化事業が、変更後農地中  
間管理事業へ変更、変更前17行目第4 経営基盤強化促進事業に  
関する事項を、変更後第4 農業経営基盤強化促進事業に関する事  
項へ変更、変更前25行目 農地保有合理化事業の実施を促進す  
る事業が変更後削除され変更前丸3から丸7が変更後は丸2から丸  
6と変更、23ページをお開き下さい。変更前6と7行目法第4条  
第2項に規定する農地保有合理化事業を行う農地保有合理化法人及  
び10行目農地保有合理化法人が変更後同行法第7条に規定する特  
例事業及び農地中間管理事業の推進に関する法律第2条第3項に規  
定する農地中間管理事業を行う農地中間管理機構及び農地中間管理  
機構へ変更、24ページをお開き下さい。変更前1行目農地保有合  
理化法人を変更後農地中間管理機構へ変更、27ページをお開き下  
さい。変更前10行目2 農地保有合理化事業の実施の促進に関す  
る事項以下括弧1から括弧2の条文が変更後削除、変更前16行目  
3、25行目4が変更後2及び3へ変更、30ページをお開き下さ  
い。変更前7行目、8行目熊本県天草地域振興局、農地保有合理化  
法人（(財)熊本県農業公社)を変更後熊本県天草広域本部農林水産部  
農業普及・振興課、農地中間管理機構（(公財)熊本県農業公社）  
へ変更し、変更前11行目、31行目5、6を変更後4、5へ変更、  
31ページをお開き下さい。変更前9行目7を変更後6へ変更し  
（1）農地中間管理機構が行う特例事業の実施に関する事項 \_\_\_\_\_  
苓北町、県下一円を区域として特例事業を行う（公財）熊本県農業  
公社との連携の下に、普及啓発活動等を行うことによって同公社が  
行う事業の実施の促進を図る。 苓北町、農業委員会、農業協同  
組合、農地中間管理機構が行う中間保有・再配分機能を活かした特  
例事業を促進するため、農地中間管理機構に対し、情報提供、事業  
の協力を行うものとする。を新設する。下段の変更前括弧1及び括  
弧2及び熊本県天草地域振興局を変更後括弧2及び括弧3及び熊本

県天草広域本部農林水産部農業普及・振興課へ変更、32ページをお開き下さい。変更前4行目農地保有合理化法人を变更后農地中間管理機構へ変更し、7 新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保に関する事項第1の5(2)に掲げる目標を長期的かつ計画的に達成していくため、関係機関・団体との連携のもと、次の取組を重点的に推進する。(1)新たに農業経営を営もうとする青年等の確保に向けた取組 ア 受入環境の整備、熊本県新規就農支援センターや熊本県天草広域本部農林水産部農業普及・振興課、JAれいほくなどと連携しながら、就農相談会を定期的を開催し、就農希望者に対し、町内での就農に向けた情報(研修、空き家に関する情報等)の提供を行う。また、町内の農業法人や先進農家等と連携して、高校や大学等からの研修やインターンシップの受入れを行う。

イ 中長期的な取組、生徒・学生が農業に興味関心を持ち、農業が将来の進路の選択肢の一つとなるよう教育機関や教育委員会と連携しながら、各段階の取組を実施する。具体的には、生産者との交流の場を設けたり、農業体験ができる仕組みをつくることで、農業に関する知見を広められるようにする。(2)新たに農業経営を営もうとする青年等の定着に向けた取組 ア 農業者に関する情報の共有と一貫した指導支援、苓北町が主体となって熊本県農業大学校や熊本県天草広域本部農林水産部農業普及・振興課、農業委員、農業指導士、JAれいほく等と連携・協力して「営農指導カルテ」を作成し、研修や営農指導の時期・内容などの就農前後のフォローアップの状況等を記入・共有しながら巡回指導の他に、年1回は面接を行うことにより、当該青年等の営農状況を把握し、支援を効率的かつ適切に行うことができる仕組みをつくる。

イ 就農初期段階の地域全体でのサポート、新規就農者が地域内で孤立することのないよう、人・農地プランの作成・見直しの話し合いを通じ、地域農業の担い手として当該者を育成する体制を強化する。そのために苓北町農業後継者クラブへの加入を促すとともに、苓北町認定農業者の会との交流の機会を設ける。ウ 経営力の向上に向けた支援、アに掲げる「営農指導カルテ」を活用した指導に限らず、先進地視察研修やパソコンを活用した農業簿記研修の開催などにより、きめ細やかな支援を実施する。エ 青年等就農計画作成の促進及び指導と農業経営改善計画作成への誘導、青年等が就農する地域の人・農地プランとの整合に留意しつつ、本構想に基づく青年等就農計画の作成を促し、青年就農給付金や青年等就農資金、経



営体育成支援事業の国の支援策や県の新規就農関連事業を効果的に活用しながら経営力を高め、確実な定着へと導く。さらに、青年等就農計画の達成が見込まれる者については、引き続き農業経営改善計画の策定を促し、認定農業者へと誘導する。(3)関係機関の役割分担、就農に向けた情報提供及び就農相談については熊本県新規就農支援センター、技術や経営ノウハウについての習得については、熊本県農業大学校、就農後の営農指導等フォローアップについては、熊本県天草広域本部農林水産部農業普及・振興課、JA組織、苓北町認定農業者や指導農業者等、農地の確保については農業委員会、農地中間管理機構など、各組織が役割を分担しながら各種取組を進める。を新設。34ページをお開き下さい。変更前21行目新設、変更後(2)農地中間管理機構が行う農地中間管理事業との連携の考え方、農地の利用集積を円滑に推進するため、農地中間管理機構との連携強化を図り、利用権設定や所有権の移転を推進する。を新設。

変更前括弧2及び農地保有合理化法人、次行の農地保有合理化法人及び括弧3を変更後括弧3及び農地中間管理機構、次行の農地中間管理機構及び括弧4と変更。35ページをお開き下さい。変更前4行目括弧4を  
変更後括弧5と変更、変更前9行目括弧5及び農地保有合理化法人、熊本県天草地域振興局、13行目農地保有合理化法人、農地保有合理化事業を  
変更後括弧6及び農地中間管理機構、熊本県天草広域本部農林水産部農業普及・振興課、農地中間管理機構、農地中間管理事業と変更、又附則、7この基本構想は、平成26年月 日から施行する。を新設致します。説明につきましては以上でございます。

議長 はい、ありがとうございました。只今事務局からご説明をいただきましたが、この件につきまして皆様方からのご意見がございましたら挙手をお願い致します。

11番 はい。

議長 はい、どうぞ

11番 16ページにですね、これまで家族経営体の一つに出ておりましたけれどもそれに加えて、個別経営体が新たに加わっておりますけれども、個別経営体とはどういう意味ですかね。

議 長 事務局の方からよかですか。個別経営体

事務局 家族経営体というのはお二人家族、夫婦、親子とかです。場合の家族経営体で農業所得にすると550万円程度の所得を上げておりましたけれども、今度のは青年関係ですから未だ結婚とかされていない場合もありますし、個別経営体、お一人でできる場合の所得関係につきましても250万程度ということで、個別でした場合の経営類型をあげております。

11番 今度のは後継者対策を重点的においてあって、個別経営体として規模が小さい、そういう何か後継者が新たに目指す経営の方向を示してあるのかなと思って、農業従事の態様等の家族経営協定について書いてありますけれども、例えば親と個別経営を営もうとする人との間の協定を結ぶということで理解してよかですかね。

議 長 今の塚田さんの質問に対して

議 長 はい、どうぞ

事務局 将来的には家族経営協定を結ぶということですがけれども、この新たにできたものが青年就農給付金とかそれらの関係がありまして、単独で親とは別に就農をする必要がありますので、家族等ができたときには家族経営協定を結んでいただく。今度の新設の理由がですね青年等が目標とすべき農業経営の指標や就農促進を追記されたものですから、従来の親子とか夫婦間の家族経営体とは別で、家族ができたときには家族の経営体の方針で行ってもらって、青年等一人である場合はこの個別経営体を目標とする。基本構想は目標ということでありますのでこれに向かって進めて行こうという町の基本的な目標です。家族ができたときには8ページの家族経営体を法人があって新たに個別の経営体が付け加えられたということです。

議 長 青年就農の新規就農の場合で所得が250万円ちょっと落としてあるわけですか。よろしいですか。他にご意見ございますか。

(挙手)

議長 はい、どうぞ。

9番 あのうちちょっと文言ですけれども。3ページのですね果樹の日南の姫、肥のあかりと書いてありますけど間違いではありませんけれども、今うちの農協では日南の姫を夢っことネーミングしましてブランド化しておりますので、宮崎の方では日南の姫として言うようですが、そこら辺の文言がどうしたものかなと思っております。うちは夢っことでブランド化して通っております。当初は日南の姫として言っていたわけですが、ちょっと遅れているなという感じがします。それと32ページの7の農業経営を営もうとする青年等の育成・確保に関する事項ですが、これは非常に大事な事で要点を得た新設になっていると思うわけですが、その中でこのような事はJA れいほくにおきましても精力的に取り組んでやっておるわけですがどうしてもこういう事をしていく事においては、経費が伴ってくるわけですね。うちの経営状態も皆さんご案内の通りでございますので、余り余分では無いけれども、手が届かない面もございますのでできましたら、非常に良いことでございますので、こういうメニューをする場合はどうしても町の手厚い手助けと言いますかそういう事が必要になってくると思いますので、そこら辺も含めてよろしくお願いしたいというふうに思います。以上です。

議長 今回の福山さんの質問には何かご意見ございますか。答弁ございますか。

事務局 3ページの件ですが、ミカン関係ですよ。日南の姫と肥のあかりですが。

9番 これがうちでは今その呼び名は全然していませんね。夢っこと言うネーミングをしてブランドをしまっているの、今の生産者は日南の姫と言ってもわからさんかなという気がします。

事務局 これを夢っこということですね。日南の姫を夢っこと夢っこというのは通称ですよ。日南の姫というのは正式名称(品目)ですか。

9番 正式はニュー日南かな。日南の姫というのは古澤さんという人が見つけ出して、日南の姫と名前を付けて売り出したものである。それからニュー日南、夢っことしてブランド化して売り出している。

事務局 これは担当が平井なのですが、基本構想の担当者と農協と再度協議をしていただいて、どちらにするか、苓北のブランドを前面に出すかどちらにするか農協と協議をして統一していきたいと思えます。

32ページについては国の制度とか、町の制度とか青年就農給付金とか該当する方がおられた場合は、そちらの方に誘導していく方向で、使える制度等がございましたら紹介していきたいと思っております。

議長 他にご意見はございませんか。

(ありませんの声あり)

議長 無いようでございますので、この件につきましては原案どおり一部協議をしていただきまして承認したいと思います。それでよろしゅうございますか。賛成の方は挙手をお願い致します。

(全員賛成)

議長 全員賛成でございますので、原案どおり一部協議をして基本方針の変更については承認することに決定致します。

議長 続きまして、日程第3議案第61号農用地利用集積計画の認定についてを上程致します。事務局から説明をお願いいたします。

事務局 はい、それでは、日程第3議案第61号農用地利用集積計画の認定についてご説明致します。42ページをご覧ください。

新規設定で2件ございます。

利用権の設定を受ける者は、苓北町農業協同組合です。設定する土地の所在は苓北町志岐の田2筆2,126㎡です。利用権の種類は賃借権です。利用内容は水稻作付です。期間は5年3ヶ月です。

43ページをお開き下さい。転貸で2件ございます。新規設定で借り受けた農地を個人へ貸し出すものです。内容につきましては新規設定と同様となっております。以上でございます。

議長 はい、ありがとうございました。この件についてご意見のある方は挙手をお願い致します。

ございませんか。

(ありませんの声あり)

議 長 無いようでございますので、この件につきましての賛成の方の挙手を求めます。

(全員賛成)

議 長 はい、ありがとうございました。全員賛成でございますので、許可することに致します。

議 長 議案につきましては以上でございますが、事務局からその他の項で農林水産課の田中さんからお願いをいたします。

事務局 はい、それでは、その他の事項で事務局から一件だけ報告をさせていただきます。

・耕作放棄地の除草状況について(報告) 苓北町坂瀬川地区

・農地中間管理事業について(田中資料により説明する)

次回農業委員会総会予定

平成26年10月27日(月)午前9時30分

農業委員会の議題は以上でございます。以上をもちまして平成26年第9回総会を閉会いたします。

閉会午前11時24分

右は総会会議の顛末に相違ないことを証し署名する

会 長 \_\_\_\_\_

署 名 委 員 \_\_\_\_\_

署 名 委 員 \_\_\_\_\_